

法令等における特別会計改革に関する位置づけ

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）
（抄）

（道路整備特別会計等の見直し）

第二十条 道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計は、平成二十年度までに統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、その合理化及び効率化を図るものとする。

2 空港整備特別会計において経理されている事務及び事業については、将来において、独立行政法人その他の国以外の者に行わせることについて検討するものとする。

3 （略）

4 空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）附則第十一項の規定による措置（ ）については、第一項の統合の後においても、空港の整備に係る歳出及び借入金を抑制するよう努めつつ、これを実施するものとし、将来において、空港の整備の進捗状況を踏まえ、その廃止について検討するものとする。

（注） 空港整備特別会計法附則第十一項の規定による措置とは、航空機燃料税の十三分の十一を一般会計から空港整備特別会計へ繰り入れる措置を指す。

（ ） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）において、個別の特別会計の改革を具体的に盛り込むとともに、特別会計法に定められた財政法の例外規定等を整理。

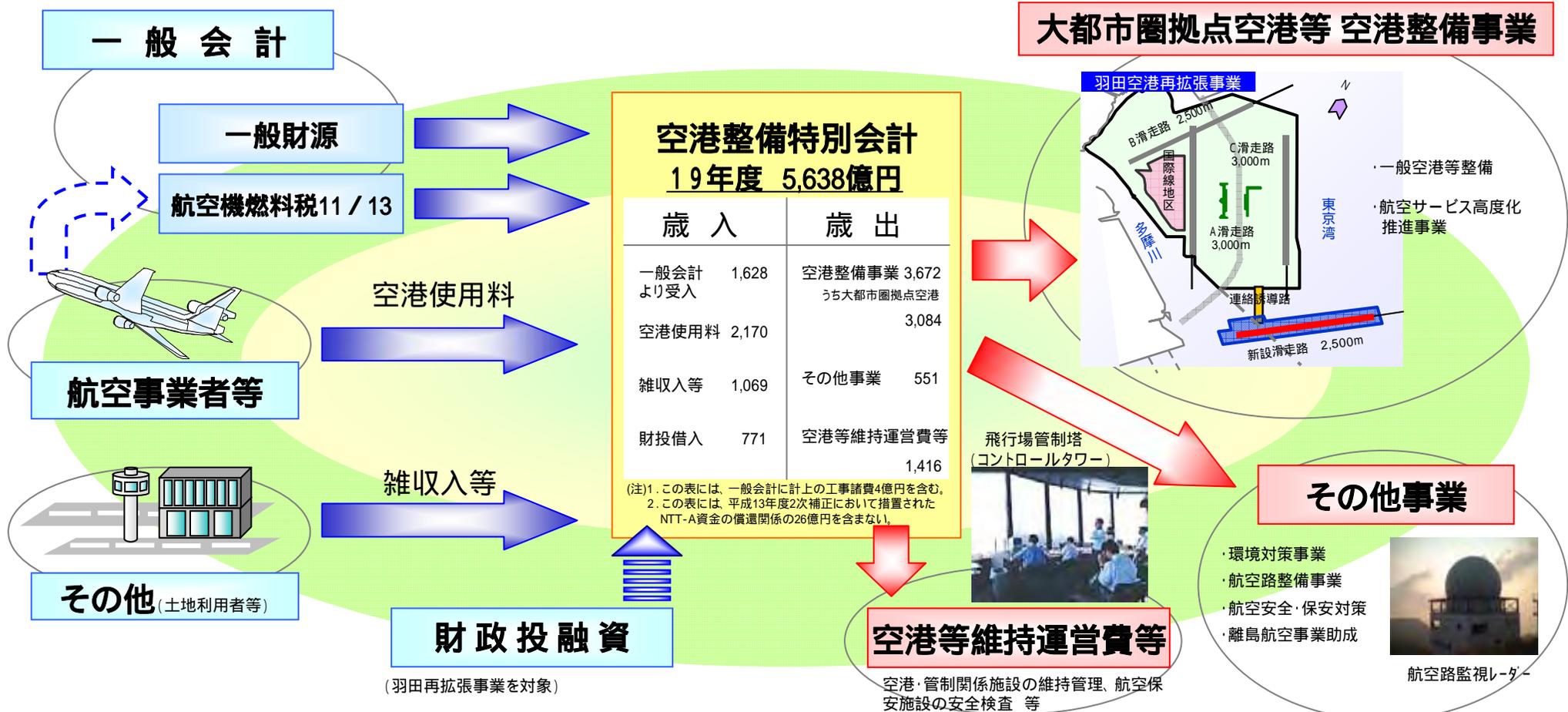
空港整備特別会計の概要

《役割》

航空輸送需要の増大に対処して空港・航空保安施設整備等の促進と維持運営の円滑化を図るとともに、受益と負担の関係を明確にしつつ所要の財源を確保するため、歳入歳出を一般会計と区分して管理し、経理内容を明確にするため設けられたもの。

《事業の概要》

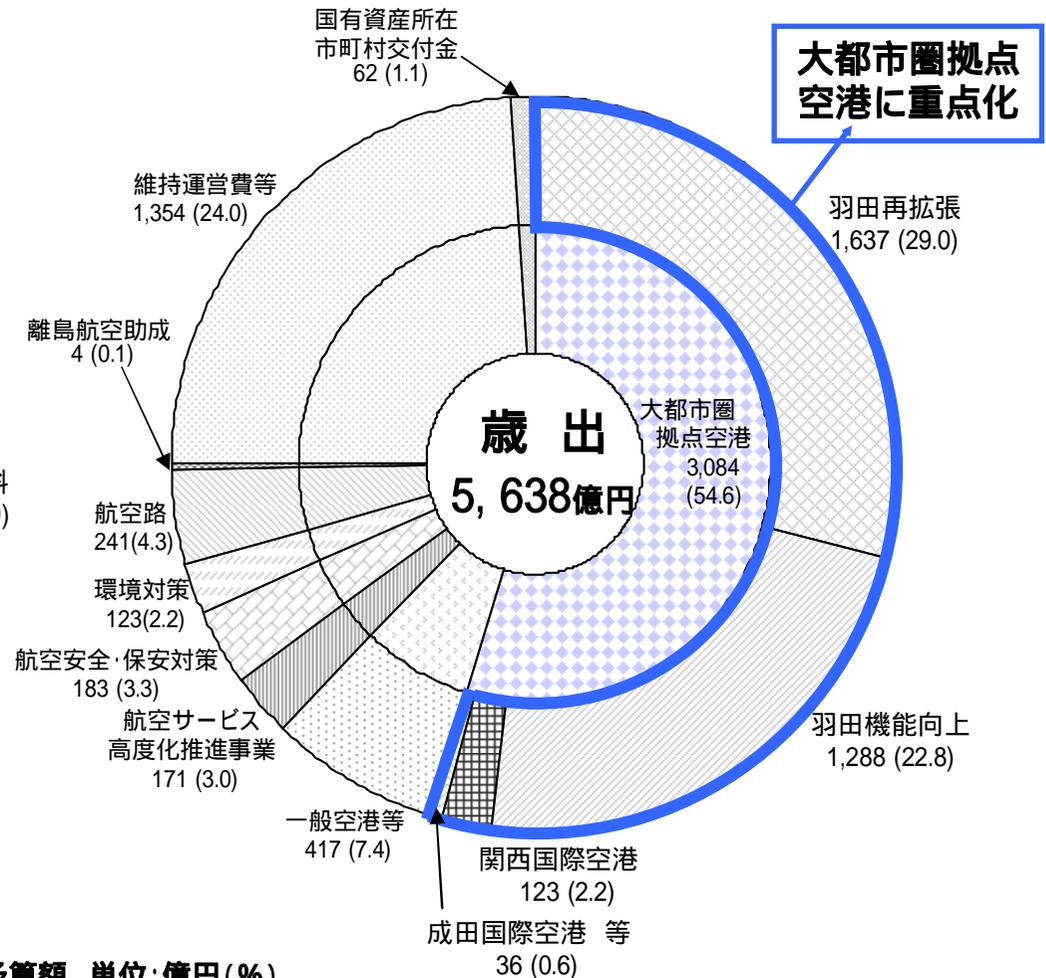
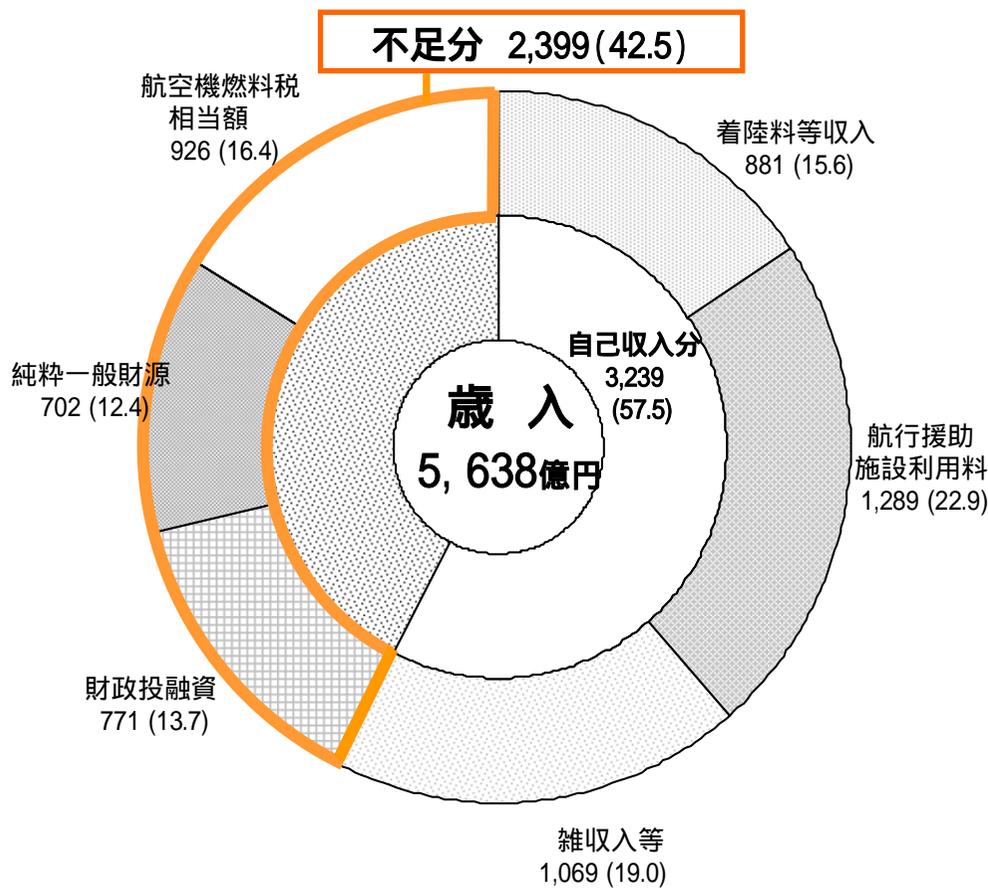
一般会計からの繰入金（一般財源、航空機燃料税収入の11/13相当額）、航空事業者等から徴収する空港使用料、財政融資資金からの借入金等を財源として、大都市圏拠点空港を中心とした空港整備事業、空港周辺的环境対策事業、航空管制施設等の新設・改良工事等の航空路整備事業、空港等の維持運営事業等を実施。



空港整備特別会計の歳入・歳出規模（平成19年度予算額）

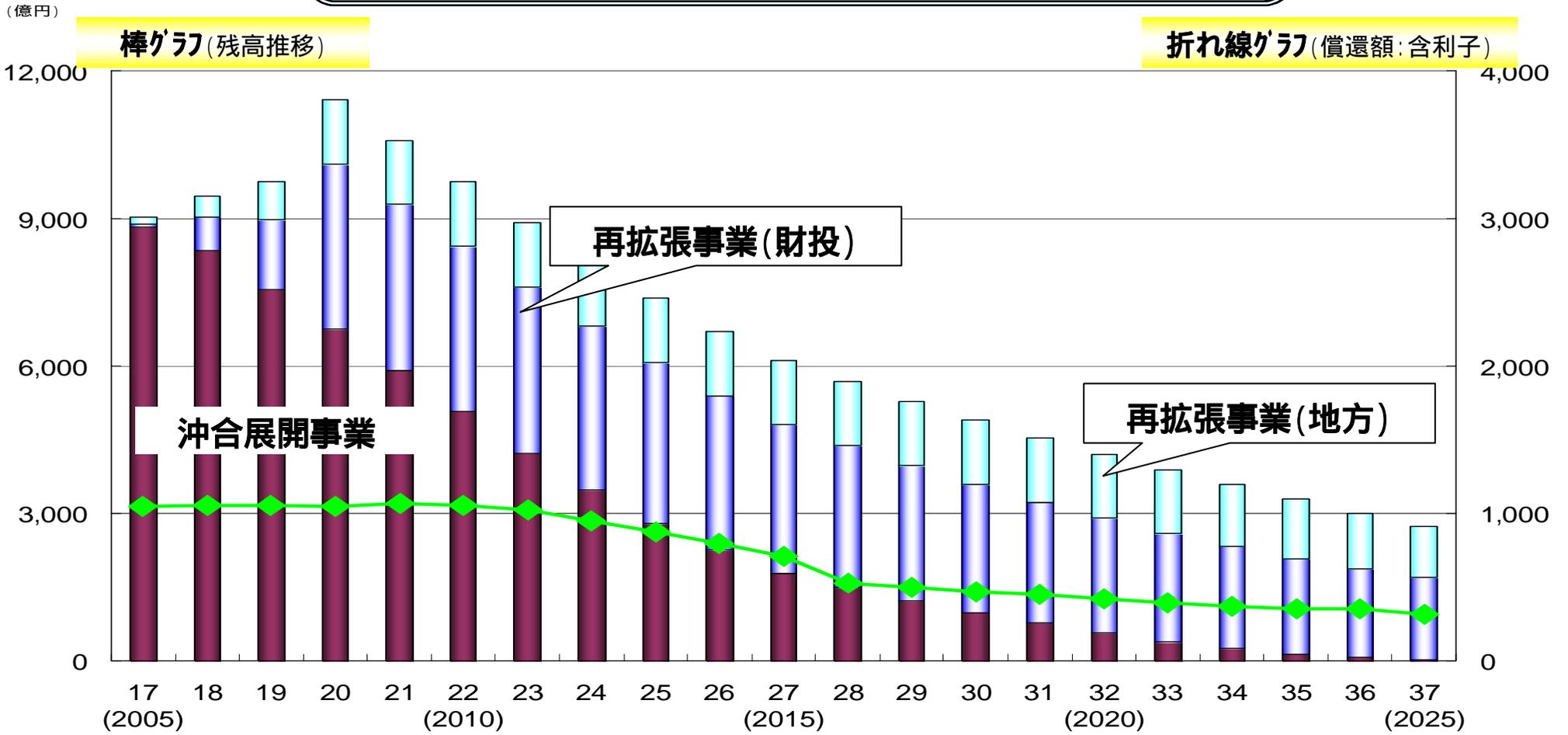
（ 歳 入 ）

（ 歳 出 ）



平成19年度予算額 単位: 億円 (%)

羽田空港に係る財投借入金の償還金について



年 度	H17年度末	H22年度末見込	H27年度末見込	H37年度末見込
借入残高 (内財投借入分)	9,016億円 (8,881億円)	約9,700億円 (約8,400億円)	約6,100億円 (約4,800億円)	約2,700億円 (約1,700億円)
償還額 (内財投借入分)	1,049億円 (1,049億円)	約1,050億円 (約1,050億円)	約700億円 (約700億円)	約310億円 (約230億円)

17年度は決算額、18年度は予算額、19年度は予算額。20年度以降は見込額をベースに試算。平成10年以降の借入については金利見直し時に一定の金利上昇を勘案して試算。

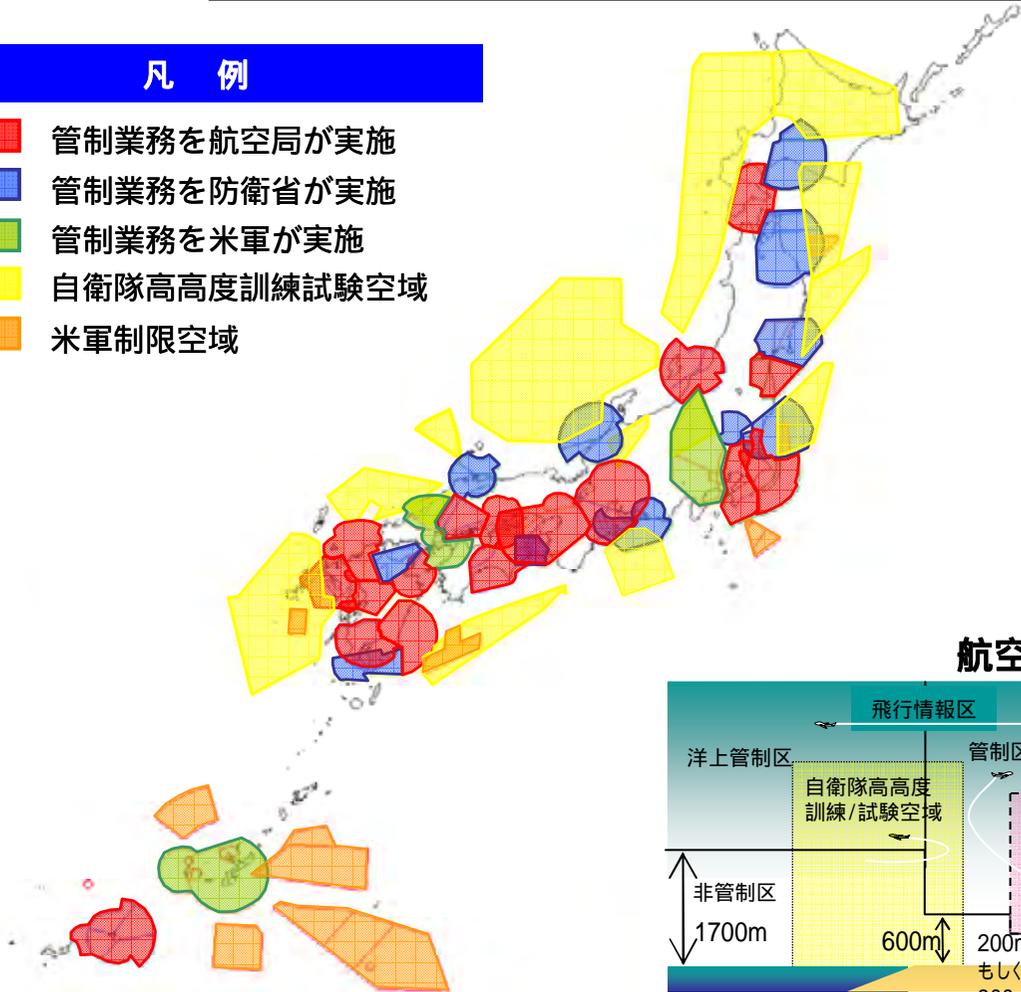
我が国における管制業務

航空路については、航空局が管制業務を実施。
 飛行場及びその周辺空域については、航空局、防衛省、米軍が実施。
 この他、自衛隊と米軍の訓練空域が存在。

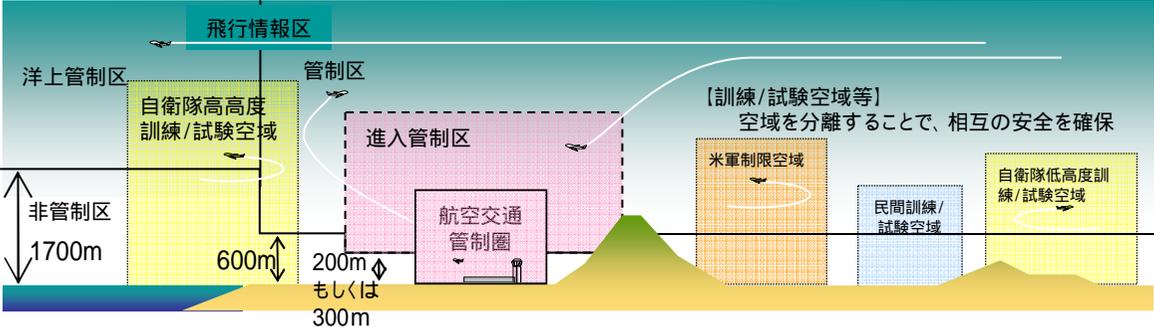
→ このような複雑な空域の状況の中で、独立行政法人化等を行っている主要国の例はない。

凡例

- 管制業務を航空局が実施
- 管制業務を防衛省が実施
- 管制業務を米軍が実施
- 自衛隊高高度訓練試験空域
- 米軍制限空域



航空管制サービスエリア (空域区分)



主要国における民間航空管制業務の実施主体

国名	実施主体名	実施主体の性格	職員数	担当区域	軍との関係
日本	国土交通省航空局	政府の一機関	4,652人	約700万km ²	在日米軍、自衛隊、航空局がそれぞれに空域を確保し、管制業務を実施。相互の調整は、現場も含め各レベルで実施。
アメリカ	FAA (Federal Aviation Administration・連邦航空局)	政府の一機関	36,290人	約6,550万km ²	軍・民が、それぞれに空域を確保し、管制業務を実施。相互の調整は、現場も含め各レベルで実施。
フランス	DGAC (Direction Generale del Aviation Circle・航空総局)	政府の一機関	8,300人	約116万Km ²	軍・民が、それぞれに空域を確保し、管制業務を実施。相互の調整は、現場も含め各レベルで実施。
ドイツ	DFS (Deutsche Flug Sicherung・ドイツ航空管制機関)	国が全額出資する法人(法律上は民間の出資可能)	5,370人	約39万km ²	DFSが軍・民の管制業務を一元的に実施。 在独米軍は1994年に大半が撤退。
イギリス	NATS (National Air Traffic Services)	国が出資する法人(国が49%、英国の航空会社が42%出資)	5,000人	約310万km ²	NATSが軍・民の管制業務を一元的に実施。